



第 2号様式 (第 4条関係)

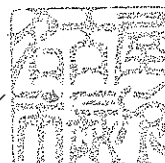
# 行政文書公開決定通知書

30 観名保第 140 号  
平成 30 年 11 月 26 日

名古屋市民オンブズマン  
代表 新海 聡 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



平成30年11月12日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおり公開することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	1. 質問書(平成 30 年 10 月 25 日付) 2. 回答書(平成 30 年 11 月 9 日付)		
行政文書の公開の日時及び場所	日 時	平成 30 年 11 月 27 日 午前 時 午後	
	場 所	市民情報センター (市役所西庁舎 1階)	
行政文書の公開の方法	1 閲覧      ② 写しの交付      3 視聴		
備 考	<決定を行った所管課・公所> 観光文化交流局名古屋城総合事務所保存整備室 TEL 052-231-2481		

注 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。



30 観名保第 131 号  
平成 30 年 10 月 25 日

愛知県障害者施策審議会  
会長 川崎 純夫 様

名古屋市長 河村 たかし



## 質 問 書

名古屋城天守閣整備事業につきましては、「木造天守閣の昇降に関する付加設備の方針」の 5. 基本方針において、「史実に忠実に復元するためエレベーターを設置せず、新技術の開発などを通してバリアフリーに最善の努力をする。」「様々な工夫により、可能な限り上層階まで昇ることができるよう目指し、現状よりも天守閣のすばらしさや眺望を楽しめることを保証する。」として木造復元天守の設計を進めているところです。

本市といたしましては、現時点において、障害者の権利に関する条約、障害者基本法、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律のいずれについても、法の理念や趣旨、法規定に抵触しているものではないと考えております。

平成 30 年 10 月 2 日付で愛知県障害者施策審議会の会長名において、名古屋市長 河村 たかし宛に要望書の提出を頂きましたが、その中にご指摘の内容についてお伺いしたい点があり、また、愛知県障害者施策審議会名で提出された、要望書の位置付けについて確認したく存じます。

つきましては、以下の点について、平成 30 年 11 月 9 日（金）までに、ご回答いただきますようお願い申し上げます。

- ① 要望書の中で示されている、「エレベーターを設置しない方針を示されたことは、上記条約、法令の理念に反し、障害者差別解消法で禁じられている不当な差別的取扱いになる恐れがある」において、「条約、法令の理念に反し」及び「不当な差別的取扱い」のそれぞれについて、根拠となる法令及び適用される条項と、その解釈について回答を頂きますようお願い申し上げます。
- ② 要望書の中に記載されているとおり、愛知県障害者施策審議会については障害者基本法に基づいて設置されたものであるとするならば、障害者基本法第 36 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するために、都道府県等における合議制の機関が置かれているものと解され、本来、愛知県以外の自治体に対する要望等の行為については、合議制の機関として付託された業務を外れたものではないかと思われませんが、今回の要望書はどのような立場で提出されたのか、また、どのような法的根拠に基づいて提出されたのか、ご回答いただきますようお願いいたします。

<担当窓口>

名古屋市観光文化交流局

名古屋城総合事務所 蜂矢・矢形

電話 052-231-2481

FAX 052-201-3046

名古屋市におかれましては、日頃より障害者福祉の向上に御尽力いただきありがとうございます。

10月25日付けでいただいた質問書について、下記のとおり回答いたします。

名古屋市におかれましては、当事者の方々と十分に協議をしていただき、障害者、高齢者等を含むすべての人が、安心して利用できる名古屋城木造天守閣の実現を目指していただきますようお願い申し上げます。

記

① 「条約、法令の理念に反し」及び「不当な差別的取扱い」のそれぞれについて、根拠となる法令及び適用される条項とその解釈について

7月19日開催の愛知県障害者施策審議会において、委員からは、新たに建設される公の施設について、社会的障壁を取り除くための具体的な代替案が示されていない中でエレベーター不設置を決定したことは、不当な差別的取扱いになるおそれがあるとの意見が出たところです。

委員の意見は、障害者の権利に関する条約第4条1(d)及び第9条1、障害者権利委員会の一般的意見第2号(2014年)のパラグラフ13、パラグラフ15、障害者基本法第21条、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第3条、第5条、第7条等の趣旨を踏まえたものと考えております。

② 今回の要望書はどのような立場で提出されたのか、また、どのような法的根拠に基づいて提出されたのか

質問書では、「愛知県以外の自治体に対する要望等の行為については、合議制の機関として付託された業務を外れたものではないかと思われま

す」との御指摘をいただきました。当審議会が処理することとされている事務は、障害者基本法第36条第1項各号で示されたとおりであると承知しておりますが、7月19日開催の審議会の中で、「名古屋城天守閣整備事業」に関する報道内容を踏まえ、出席委員から、本県の障害福祉施策にも関わりがあるものとして多くの意見が出されたところであります。

こうしたことから、当審議会委員の意見を取りまとめて要望書という形で提出させていただいたものですので、御理解いただきますようお願いいたします。

平成30年11月9日

名古屋市長 河村 たかし 様



愛知県障害者施策審議会  
会長 川崎 純夫